

「小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の施行について」の一部改正の概要

1 改正の趣旨

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第36号）の施行（令和6年4月1日）により水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

- ・ 9（5）の「法第20条に規定する厚生労働大臣登録検査機関」を「法第20条第3項の登録を受けた者（以下「法第20条登録水質検査機関」という。）」に改める。
- ・ 12（2）エの「法第20条に規定する厚生労働大臣登録検査機関」を「法第20条登録水質検査機関」に改める。

3 施行日

令和6年4月1日